

単位互換協定による提供授業科目の 履修に関する規程

【関連参考資料】 単位互換制度を活用した単位修得方法

仙台大学単位互換協定による提供授業科目の履修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、仙台大学学則第31条の2及び第31条の3の規定に基づき、学生が他の大学又は短期大学等(以下「他の大学等」という。)において、単位互換協定により提供された授業科目を履修し単位を修得する場合の取扱いその他必要な事項については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

2 学生が外国の他の大学等に留学する場合については、学長決定事項として、学長が別に定める。

3 他の大学等の学生を特別聴講学生として受け入れる場合については、学長決定事項として、学長が別に定める。

(単位互換協定)

第2条 前条第1項の措置の実施にあたっては、学長は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、他の大学等の学長と協議し、次に掲げる事項について定める。

一 単位互換を行う学部、学科等

二 授業科目名及び単位数

三 対象となる学生数

四 費用の取扱い

五 その他必要な事項

(出願)

第3条 他の大学等の授業科目を履修し単位の取得を希望する者は、所定の期日までに、他の大学等の授業科目履修願に所定の書類を添えて、学長に願い出るものとする。

2 前項の願い出をしようとする者は、1年次生以外の学生については、原則として履修の時点で下表に定める所定の単位を修得していなければならない。

履修学年	2年次生	3年次生	4年次生
修得単位数	32単位	64単位	96単位

(審査及び推薦)

第4条 前条の願い出があったときは、学長は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、当該他の大学等の学長に推薦する。

(履修期間)

第5条 履修期間は、半年又は通年1カ年のいずれかとし、最大で通算3カ年半とする。

(履修の始期)

第6条 履修開始の時期は、学期始めとする。

(単位の認定)

第7条 学生が他の大学等において修得した単位の認定については、学長決定事項として、学長の命により当該他の大学等から送付される「特別聴講学生成績通知書」に基づき教務委員会が原案を作成し、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が定める。

2 認定する単位数は、通算3カ年半で60単位を限度とする。

(学費等)

第8条 他の大学等の授業科目の履修を許可された者は、当該期間中においても、本学における所定の授業料等を納入しなければならない。

2 他の大学等の授業料等は、学長決定事項として、学長が別に定める。

(推薦の取消)

第9条 学長は、推薦した学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、当該他の大学等の学長と協議の上、推薦を取り消すことができる。

一 他の大学等の学則又は諸規程に反したとき。

二 病気その他の理由により授業科目の履修継続が不可能となったとき。

(その他)

第10条 学生の他の大学等での履修に関して、学則及びこの規程に定めのない事項については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が原案を作成し、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

【関連参考資料】 単位互換制度を活用した単位修得方法

(1) 本学における単位互換制度

本学においては、平成11年度から放送大学との単位互換協定を締結し、平成13年度からは仙台圏の国公立大学・短期大学との単位互換制度に加盟し、学生の多様な学習ニーズに応えられるよう単位互換制度の充実を図った。

それらの単位互換制度に基づき特別聴講学生として修得した単位は、本学学則第32条第3項により60単位を越えない範囲で、本学の卒業要件単位として認定されることになるので、単位互換制度を有効に活用して各自の学習領域の一層の拡大を図ることを勧めます。

★ スポーツ情報マスメディア学科については、放送大学の授業科目3科目6単位以上を選択必修として修得することになっている。

(2) 出願から単位修得までの学習プロセスとその注意事項

放 送 大 学	仙 台 圏 大 学
<p>1. 出願手続</p> <p>【履修科目の選択決定】 放送大学の「学生募集要項」と「授業科目案内」で学習内容を確認理解した上で、履修科目を選択決定する。 なお、印刷教材による学習、放送ビデオでの授業聴講となるので、本学授業との開講曜日や時限が重複していても支障は生じないことになる。</p> <p>注1) 放送大学ホームページ www.ouj.ac.jp</p> <p>【出願書類の提出】 「特別聴講学生出願票」と「放送大学履修申込票（兼履修登録票）」を、本学教育企画室に提出する。</p> <p>【出願期間】 前期履修科目は12月中旬から1月下旬まで、後期履修科目は7月上旬から7月下旬までとする。</p> <p>注1) 開講科目は、全て2単位の半期科目とし、履修学年の指定はなく、履修を希望する科目を選択することが出来る。</p> <p>注2) 履修科目は、開講している科目の中から選択決定することになるが、原則として1人1学期2科目以内の履修とする。</p> <p>注3) 履修対象者は全学生とするが、出願時期の関係から、1年生は前期履修科目を履修することが出来ない。</p> <p>注4) 4年生については、卒業判定時期の関係から、履修することが出来るのは前期履修科目だけとし、後期履修科目は履修することが出来ないのに注意すること。</p> <p>注5) 過去において理由なく「通信指導レポート」の提出を放棄した学生、又は理由なく単位認定試験の受験を放棄した学生は、原則として出願することが出来ない。</p> <p>注6) 授業料は、テキスト代も含めて1科目11,000円となるが、大学が全額負担する。</p>	<p>1. 出願手続</p> <p>【履修科目の選択決定】 各加盟大学の「単位互換学生出願要項（含む授業概要）」で学習内容を確認理解するとともに、本学の「時間表」で開講曜日や時限の重複の有無を確認した上で、受入大学と履修科目を選択決定する。</p> <p>注1) 学都仙台コンソーシアムホームページ www.gakuto-sendai.jp/hp</p> <p>【出願書類の提出】 「単位互換学生（特別聴講学生）願書」を本学教育企画室に提出する。</p> <p>【出願期間】 前期科目及び通年科目は4月中旬まで、後期科目は9月中旬とする。</p> <p>注1) 授業料、検定料、入学金等は徴収されないが、実習等に係る費用については、徴収される場合もある。</p> <p>注2) 履修科目は、各加盟大学が指定している提供科目の中から選択決定する。</p> <p>注3) 各科目の履修学年は、「授業概要」に履修学年の制限が明記されていない場合は、学年配当に関係なく自由に履修することが出来る。</p> <p>注4) 1年生から4年生までの全学生が出願することが出来る。</p> <p>注5) 4年生については、本学授業科目の修得単位だけで卒業単位数が充足されない場合は、卒業判定時期の関係から、原則として通年科目及び後期科目を履修することが出来ない。</p> <p>注6) 単位修得を認定された場合には、1人当たり半期科目は15,000円、通年科目は30,000円（大学間移動交通費相当額）を奨励金として本学から支給される。</p>

放送大学	仙台圏大学
<p>2. 履修許可</p> <p>【履修許可の通知】 本学教育企画室から放送大学に一括して科目履修の依頼を行い、放送大学での選考を経て一括送付される「特別聴講学生受入決定者名簿」に基づき、該当者に対して履修を許可する。 その通知は、放送大学から自宅へのテキスト及び「学生証」の発送を以て履修許可通知とする。</p> <p>【履修許可の通知時期】 前期履修科目は3月中旬、後期履修科目は9月中旬とする。</p> <p>注1) 「学生証」は、宮城学習センターを利用する場合や単位認定試験受験の際には、必ず呈示を求められるので常に携帯すること。</p>	<p>2. 履修許可</p> <p>【履修許可の通知】 本学教育企画室から各受入大学に一括して受入依頼を行い、受入大学での選考を経て一括送付される「受入決定通知書」に基づき、該当者に対して履修を許可する。 その通知は、「受入決定通知書」の学内掲示を以て履修許可通知とするので、教育企画室掲示板に注意すること。 なお、出願しても受入学生数制限等、受入大学の事情により受入れを拒否される場合もあり得るので注意すること。</p> <p>【履修許可の通知時期】 前期科目及び通年科目は4月下旬、後期科目は9月下旬とする。</p> <p>注1) 受入決定後各受入大学において「単位互換学生証」を発行して、直接、該当者に交付するので受入大学の担当部署（教育企画室、学生生活室、入試創職室）で学生証を受領すること。 なお、学生証の交付時期は、前期科目及び通年科目は4月下旬以降、後期科目は9月下旬以降とする。</p> <p>注2) 受入大学の図書館等の施設利用の場合や定期試験・追試験受験の際には、必ず「単位互換学生証」の呈示を求められるので常に携帯すること。</p> <p>注3) 「単位互換学生証」には顔写真を貼付しないので、呈示を求められた場合には、必ず本学の「学生証」と一緒に呈示すること。</p>
<p>3. 放送大学授業聴講</p> <p>【授業聴講の方法】 各自の本学授業の空き時間等を利用して、本学図書館のニューメディア室、同グループ学習室、又は東北大学片平キャンパス内にある宮城学習センターで、放送授業ビデオを視聴するか、或いは「放送授業番組時間割」に従い、自宅においてテレビ又はラジオ等で放送授業を視聴する。</p> <p>注1) 年間で2学期に分け、第1学期は4月から9月、第2学期は10月から3月とする。</p> <p>注2) 各科目ともテキストの事前学習を以て1単位、1回45分の放送授業を15回視聴することを以て1単位、計2単位とする。</p> <p>注3) 各ビデオ視聴施設の利用不可能日は、図書館ニューメディア室及びグループ学習室は毎土・日曜日、宮城学習センターは毎月曜日・祝祭日となっている。</p> <p>注4) 自宅において放送番組で放送授業を視聴する場合は、BSデジタル放送スカイパーフェクトTV（CSデジタル放送: テレビ205ch・ラジオ500ch）、又はケーブルTV（CAT-V18ch、キャベツ18ch、マリネット6ch、K-NET 5ch）で視聴することになるが、アンテナ、チューナーの設置が必要となる。</p>	<p>3. 受入大学授業聴講</p> <p>【授業聴講の方法】 授業は、各受入大学の定めるところにより行われるので、各受入大学の「授業概要」に明記されている日時・教室等に従い、受入大学において履修科目授業を聴講する。</p> <p>注1) テキストは各授業科目担当教員の指示により購入することになる。</p> <p>注2) 休講や教室変更等、授業に関する変更が生じた場合には、受入大学から送付される「休講等連絡票」の学内掲示により変更事項を通知するので、常に教育企画室掲示板に注意すること。</p> <p>注3) 休学等の学籍異動が生じた場合には、本学所定の「休学願」を速やかに本学教育企画室に提出すること。当該受入大学への通知は、本学教育企画室から直接行う。</p>

放送大学	仙台圏大学
<p>4. 通信指導レポート提出</p> <p>【通信指導問題の解答提出】 各学期の途中に1回、第8回講義までの範囲で問題が出題され、その解答（レポート）を放送大学に直接提出して科目担当教員の添削指導を受ける。</p> <p>【通信指導問題の送付時期】 前期履修科目は5月上旬、後期履修科目は11月上旬に、自宅に直接送付される。</p> <p>【通信指導レポートの提出期限】 前期履修科目は6月上旬、後期履修科目は12月上旬に、放送大学に直接送付する。 なお、「通信指導レポート」は、提出期限経過後は一切受理されないため、提出期限を厳守すること。</p> <p>【通信指導の可否結果通知時期】 前期履修科目は7月上旬、後期履修科目は1月上旬に、自宅に直接可否結果が通知される。</p> <p>注1) 通信指導が不合格となった場合は、単位認定試験の受験資格を喪失することになるので注意すること。 注2) 「通信指導レポート」を提出しなかった場合又は通信指導が不合格となった場合は、翌学期に限り再提出することが出来るので、再提出して単位を修得すること。</p>	<p>4. 課題レポート提出</p> <p>【課題レポートの提出】 レポートの提出等を求められた場合には、受入大学の科目担当教員の指示により、提出することになる。</p>
<p>5. 単位認定試験受験</p> <p>【単位認定試験の受験】 通信指導に合格した場合には、「単位認定試験通知（受験票）」が自宅に直接送付されるので、その指示に従い単位認定試験を受験する。 なお、単位認定試験は、全科目とも本学会場で受験することが出来る。</p> <p>【単位認定試験の実施時期】 前期履修科目は7月下旬、後期履修科目は1月下旬とする。</p> <p>注1) 単位認定試験を受験しなかった場合又は単位認定試験に不合格となった場合は、翌学期に限り再受験することが出来るので、再受験して単位を修得すること。 注2) 本学の定期試験と放送大学の単位認定試験の日程が重複する場合は、放送大学の単位認定試験を優先して受験し本学の定期試験は追試験として受験することを本学履修規程で定めているので、本学所定の「欠席届」を科目担当教員に提出して追試験を受験することになる。 なお、その場合は追試験手数料は徴収しないことになっている。</p>	<p>5. 定期試験・追試験受験</p> <p>【定期試験の受験】 定期試験は、各受入大学の定めるところにより行われるので、各科目担当教員の指示により受験する。 なお、本学の定期試験日程との重複、及び病気など止むを得ない理由により、受入大学の定期試験を受験出来なかった場合には、本学教育企画室に「理由書」を提出し、受入大学の許可を得た上で、追試験を受験することになる。</p> <p>注1) 本学又は放送大学の定期試験等と受入大学の定期試験の日程が重複する場合は、本学又は放送大学の定期試験等を優先して受験し、受入大学の定期試験は追試験として受験することが単位互換協定覚書で定められているので、必ず「理由書」を提出して追試験を受験すること。 注2) 病気、忌引、公共交通機関の不通などにより、受入大学の定期試験を受験することが出来なかった場合にも、追試験を受験することになるが、その場合には、診断書又は証明書等を「理由書」に添付することになるので注意すること。</p> <p>【追試験の受験】 受入大学の定期試験を受験することが出来なかった場合は、本学教育企画室で当該受入大学に「理由書」を提出し、受入大学の許可を得た上で、追試験を受験することになる。 その可否については、受入大学から送付される「追試験実施連絡票」の学内掲示により受験許可者名及び追試験の実施日等を通知するので、常に教育企画室掲示板に注意すること。 なお、追試験受験のための手数料は徴収されないことになっている。</p>

放送大学	仙台圏大学
<p>6. 成績評価</p> <p>【成績の評価方法】 単位認定試験の成績評価は、放送大学の定めるところにより行われ、100点～90点「A」、89点～80点「B」、79点～70点「C」、69点～60点「D」、以上が合格となる。59点～50点「E」、49点～0点「F」、以上が不合格となる。また、単位認定試験未受験者は「未」、単位認定試験資格無は「-」と示される。</p> <p>【成績の通知】 単位認定試験の成績は、放送大学から自宅へ直接送付される「単位認定試験成績通知書」により通知される。</p> <p>【成績の通知時期】 前期履修科目は9月中旬、後期履修科目は3月中旬とする。 なお、最終成績評価については、本学教授会で単位が認定された後に本人に通知する。</p>	<p>6. 成績評価</p> <p>【成績評価の方法】 定期試験・追試験の成績評価は、各受入大学の定めるところにより行われ、90点以上を「秀」、80点から89点までを「優」、70点から79点までを「良」、60点から69点までを「可」、60点未満を「不可」とし「可」以上を合格点とする。</p> <p>【成績の通知】 定期試験・追試験の成績は、各受入大学から本学教育企画室に「成績通知書」により一括通知される。</p> <p>【成績の通知時期】 前期科目は10月上旬、後期科目及び通年科目にあつては4年生が2月中旬、1～3年生が3月上旬とする。 なお、最終成績評価については、本学教授会で単位が認定された後に本人に通知する。</p>
<p>7. 単位認定</p> <p>【単位の認定】 放送大学から送付される「特別聴講学生成績一覧」に基づき、教授会の議を経て、60単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと見做し、単位を認定する。</p> <p>【最終成績評価の通知時期】 本学の「成績表」配付時期とし、前期履修科目は9月下旬、後期履修科目にあつては4年生が2月上旬、1～3年生が3月上旬とする。</p> <p>【単位認定科目の位置付け】 本学における「教養展開科目」の単位修得として認定する。</p>	<p>7. 単位認定</p> <p>【単位の認定】 各受入大学から送付される「成績通知書」に基づき、教授会の議を経て、60単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと見做し、単位を認定し、当該年度に限り1人当たり半期15,000円、通年30,000円（大学間移動交通費相当額）を奨励金として本学から支給する。</p> <p>【最終成績評価の通知時期】 本学の「成績表」配付時期とし、前期科目は9月下旬、後期科目及び通年科目にあつては4年生が2月中旬、1～3年生が3月上旬とする。</p> <p>【単位認定科目の位置付け】 本学における「教養展開科目」の単位修得として認定する。</p>

